

森林保全ボランティア活動支援事業 Q & A

事業について

Q. 事業の目的は何ですか。

A. 県民に森林保全活動へのボランティア参加の機会を提供することを主な目的としています。

Q. 薪を作成しキャンプファイヤーを行う場合、木材利用の対象となりますか。

A. 参加者が使用することを目的とした薪作りは、森林保全ボランティア活動には該当しないため対象外です。森林や木材に親しむ普及啓発を目的としたイベントの実施は、「普及啓発活動支援事業」を活用してください。

参加者募集について

Q. 県民の参加は必須ですか。

A. 本事業は広く県民の参加機会の提供を目的としているため、可能な限り参加者の募集に努めてください。

Q. 参加者の募集方法はどのようにすればよいですか。

A. 募集方法は問いませんが、チラシの配布、SNS等による情報発信、口コミなどにより、多くの方に情報が行き渡るよう努めてください。

なお、高知県森と緑の会のホームページ等でも告知を行います。実施日や内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

Q. 一般参加者の申込みがなかった場合、構成員のみで事業を実施できますか。

A. 周知努力の結果であれば、構成員のみで事業を実施可能です。

賃金・謝金について

Q. 賃金の支払い対象者は誰ですか。

A. 構成員のみです。前日までの準備や活動当日の作業者に支払えます。

Q. 構成員以外の作業者に謝金を支払うことはできますか。

A. できません。賃金の対象は構成員のみ、報償費の対象は外部講師に限ります。

旅費について

Q. 旅費の支払い対象者は誰ですか。

A. 構成員及び外部講師が対象です。

Q. 構成員に支払う旅費の領収書は必要ですか。

A. 必要です。領収書には発着地の住所及び距離を記載してください。旅費は往復距離×37円で算定

し、円未満を切り捨てた額とします。

経費について

Q. 熱中症対策費は対象になりますか。

A. 対象です。救急用品として需用費に計上してください。ただし、塩分タブレットや経口補水液など、熱中症対策と判断できるものに限りです。通常の飲料水やお茶は対象外です。

変更について

Q. 変更申請が必要となるのはどのような場合ですか。

A. 事業内容に大きな変更が生じる場合や、事業を中止する場合には、変更申請を提出してください。なお、実施場所や日程の変更等の軽微な変更については、事前の連絡で差し支えありません。

参加費・土産物について

Q. 一般参加者から参加費を徴収しても良いですか。

A. 可能です（参加費は団体の収益にすることはできず、経費から差し引いた額に対して補助金を充当します）。

Q. 活動で製作した薪や炭を参加者にお土産として渡しても良いですか。

A. 少量であれば可能です。